議案第４４号

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員の出動報酬の額を定めるため必要があるからである。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年愛西市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「職員」を「特別職の職員」に改め、同条第２項中「委員」を「特別職の職員」に改める。

別表非常勤消防団員の項を次のように改める。

非常勤消防団員	
年額報酬	
団長	年額　320,000 円
副団長	年額　260,000 円
分団長	年額　120,000 円
副分団長	年額　65,000 円
班長	年額　55,000 円
団員	年額　45,000 円
出動報酬	
水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）の場合	日額　8,000 円（その職務に従事した時間が４時間を超えない場合にあっては、4,000 円）
災害以外の場合	日額　4,000 円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（愛西市消防団条例の一部改正）

２　愛西市消防団条例（平成１７年愛西市条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、給与」を削る。

第１５条及び第１６条を削り、第１７条を第１５条とする。

（愛西市消防団条例の一部改正に伴う経過措置）

3　この条例の施行の日前に従事した水火災、警戒、訓練等の職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。